

全国木材資源リサイクル協会連合会

平成27年度 第3回調査広報委員会 議事録

開催日時 平成27年8月18日(火) 11:00～12:40

場 所 中央区京橋プラザ

出席者

全国木材資源リサイクル協会連合会	澤地 義雄	委員長
住友林業(株)	矢吹 賢二	委員
フルハシEPO(株)	三崎 隆照	委員代理(仁木 智之 委員) (東海協会兼務)
萬世リサイクルシステムズ(株)	桑野 俊	委員
(株)エコグリーン	山口 良治	委員
ホクザイ運輸(株)	芦塚 雄介	委員
住友大阪セメント(株)	土橋 真	委員(水木 康寛 同席)
関東協会専務理事	原 信男	委員
地域委員		
北日本協会事務局	三浦 広和	委員(株)クリーンシステム
中四国協会事務局	岡崎 博紀	委員(有)赤碕清掃
九州協会事務局	河野 秀彦	委員 中山リサイクル産業(株)

欠席者

JFEエンジニアリング(株) 山田 眞樹 委員

その他出席者

(報道関係)

日報ビジネス

徳永 杉太

(事務局) 椎津まゆ美(連合会)、十川 有子(関東協会)

<会議概要>

1 委員長挨拶

お忙しい中、第3回委員会に遠いところからもご出席いただきありがとうございます。
本日は、この後、全国大会実行委員会を予定しているので時間がない中ではあるものの、充分ご検討を願います。

住友大阪セメントの中塚委員が転勤になり、後任に同じく住友大阪セメントの土橋(つちはし)委員が本日から就任したことを報告し、同委員からごあいさつをいただいた。

2 議事要旨

(1) バイオマス発電事業のモデルプランの策定について（原事務局長から説明）

（資料 別冊）

- ① 素案を提示した。種々整合がとれていない部分もあるので 9 月 10 日位までにご意見をいただきプランに反映させていきたい。
- ② まず、なぜ連合会がモデルプランを策定して提示するのかがポイントになる。
- ③ 平成 12 年に建設リサイクル法が制定され、現場選別が徹底されて建設廃材の木くずのリサイクル率が飛躍的上昇した。
- ④ 素案では連合会の基本姿勢を 4 点挙げている。
 - イ 材の安定供給を確実に行うこと
 - ・ RPS 法の施行時に、木くずチップの値段が上がって処理費が低下し、材の供給が逼迫した事により混乱を生じた経験があり、しっかりした材の安定供給を基本姿勢にもたなければいけない。
 - ロ 環境貢献の視点をしっかり貫く
 - ハ 未利用材の利用がしっかりと図られること
 - ニ 地域貢献がしっかりと図られ、地域の活性化につなげること
- ⑤ 各地域協会におけるバイオマス発電の把握状況をまとめたい。
- ⑥ 燃料別などの発電計画が実行されているか確実にトレースしたい。
- ⑦ 林業側、チップ供給側、発電側、メーカー側等のお互いがウインウインの関係にならないか。
- ⑧ 連合会のモデルプランは、一つのかたちあるプランを出すのではなく、中規模、大規模の発電施設を作るとき、連合会としての基本姿勢を踏まえた施設であってほしいというものである。
- ⑨ 地域に根ざした熱電併給施設も、連合会の基本姿勢をしっかりと反映できる施設であれば良いと考える。
- ⑩ 制度の矛盾点なども入れる必要があるとも考えている。
- ⑪ 10 月 6 日の連合会理事会には原案という形で提示したい。それまでの間に委員会を開催できなければメール等でやりとりさせていただきたい。

○質疑

モデルプランは最終的には、毎年行っている国への要望に反映するのか。

Ans そのことも対象になると思うが、全国大会において提示できればと考えている。

- ⑫ モデルプラン検討に当たり、事例視察として、長野県飯綱のバイオマス発電の現地視察結果について、北日本協会の三浦委員から報告があった。
 - ・ 8 月 4 日に 4 名で視察を行った。
 - ・ 事業組合は 7 者で構成されている。第 1 発電所の出力 1300Kw、第 2 発電所 1500Kw であり、年間稼働率は 95%以上である。
 - ・ 25 年度に RPS 制度から FIT 制度の施設に移行している。燃料の未利用材は近くの森林から供給を受けているほか、建設廃材も利用している。

- ・周辺の未利用材は、間伐ではなく皆伐して燃料として供給されている。
- ・焼却灰は処理費を出したら採算が合わないので、造粒固化して道を作るときに路盤材として敷いていくという使い方をしている。経営範囲内でまかなっている。
- ・もう1カ所宮崎県は、9月10日に視察する。

(2) 連合会の広報物の作成（原事務局長説明）

① パンフレットの作成

案を提示した。連合会の「木を生かす」という考え方を示した。

これまでは賛助会員の名前が載っていたが、バランスが悪いので削除した。

次のページでは、古いデータを削除し、廃木材の品目別取扱量を連合会の調査データとして掲載した。

木質チップの品質規格については、明確に示した。また、日本バイオマスエネルギー協会とともに作成した規格も紹介した。新しいパンフレットは全国大会に間に合わせたい。

FIT制度が当連合会においても大きな位置を占めるようになってきているが、パンフレットにFITについての説明がないのはどうかとの意見が委員から出されたため、FITの制度の説明をどのように入れるか、また、木質チップの規格の説明、正会員の図の表現の3点についてさらに検討することになった。

② ホームページの修正について

会員事業所の所在地のマップの作成に当たり、チップ工場の位置も併せて表示したい。系列会社でチップ工場がある場合は、併せて表示する方向で検討したい。

地域協会で情報を入手して教えてほしい。系列の関係表示は工夫することとしたい。なお、ユーザーの工場は表示対象としないこととする。

(3) 海外視察計画（原事務局長説明）

前は、一昨年度の3月に北欧に視察に出かけ、20名以上が参加し好評だった。今年度はドイツのフライブルグ、オーストリアのウィーンの木質バイオマス施設を視察する計画。催行決定は10月30日までにやりたい。

催行最少人数は20名である。募集は9月30日までに各協会に参加希望を出すように連絡していく。

(4) コンクリート合板型枠について（澤地専務理事説明）

① 既にメールで内容は送付してあるが、これまで廃棄物として扱われ、処理費が必要であったコンクリート合板型枠の取り扱いに係る追加のQ&Aが林野庁から7月に出された。

② 使用済みのコンクリート合板型枠が、廃棄物でなく、有価で取引された場合は、FITの燃料としては一般木質として扱うというQ&Aである。

③ これはグリーン購入法の規定によるもので、国内産、国外産に関わらず、合法木材が使用されていれば取り扱いは同じであるというもの。

- ④ 従来は、合板型枠業者は不要になった合板型枠を産廃として処理費を払って処理委託をしていたが、Q&Aによれば、合板型枠業者がグリーン購入法の対象合板であるという印章がついている合板のみを分別して有価で売却すれば廃棄物でなくなるので、産業廃棄物処理業者に委託する必要がなくなるとともに、FITで一般木質由来の燃料からの発電としていわゆる24円材として扱うとのこと。
- ⑤ 規定はグリーン購入法の適用として、今年4月1日から適用されているとのこと。
- ⑥ 当連合会から見れば、廃棄物処理から外れ、誰でも燃料用の原料として破碎してチップにすることが出来ることになる。

<質 疑>

- ・ある型枠業者が、自分で破碎機を設置して、自分で施工した型枠を分別して、破碎している事例がある。
- ・産廃処理業の破碎業者は、施設の設置許可を受けて処理能力や保管基準等を厳密に適用、規制されているが、有価であれば、何の規制も受けずに許可もいらずに処理ができてしまう。
- ・廃棄物である木くずを1日5t以上破碎する能力がある破碎機を設置するのであれば、設置許可が必要となるが、有価物を破碎するのであれば、製造設備であり、廃棄物処理法の規制は受けずに自由に出来る。
- ・何らかの規制が必要ではないか。
- ・合板型枠由来のチップを原料としてボードを製造しているメーカーがあり、チップを購入後、さらに自社で風選施設で混入しているコンクリート破片などを取り除いて原料としており、原料全体の数%になるとのこと。この原料が燃料に流れてしまうことになる。
- ・毎年国に出している要望事項にこの対応を含めるか検討していくこととする。

(5) 本年7月に林野庁から出されたFITの発電設備認定手続き指導文書について

(澤地専務理事説明)

- ① 資源エネルギー庁が行っているFITの発電設備認定手続きとして、未利用間伐材等を燃料とする木質バイオマス発電事業を行う際、発電事業者は都道府県に事前説明を行うことが必須となった。
- ② 各県の担当者は、未利用間伐材等の供給余力と照合したうえで、新規の認定が出せるか判断する。設備認定の審査にあたり林野庁でヒアリングを実施するが、都道府県林務担当者、木材供給者（森林組合、チップ供給者等）も同席して説明を行うことが必須となった。
- ③ 我々業界も未利用間伐材等からFIT燃料を生産／供給する場合は、同席する必要があることを承知しておいていただきたい。

以 上